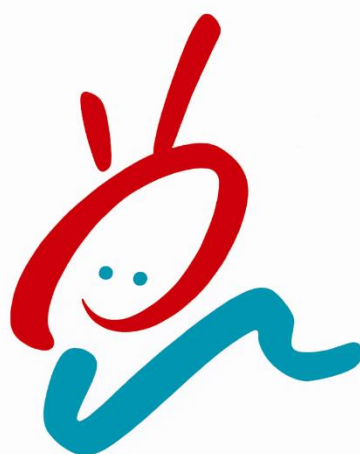


JAあさひかわ青年部 コロナ禍における視察研修実施要領



JA YOUTH

令和4年8月

JAあさひかわ青年部

令和4年度コロナ禍における

あさひかわ農協青年部視察研修実施要領

令和2年から続く新型コロナウイルスの感染が依然として懸念される中ではありますが、そのような状況においても、青年部としてできる視察研修実施要領を整理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、今後、国や道による緊急事態宣言・まん延防止措置が再び発令される可能性もありますので、その際の対応については、以下のとおりとします。

◎国・道からの新型コロナウイルス感染症防止対策時の対応

- 北海道緊急事態宣言時 . . . 中止
- まん延防止措置時 . . . まん延防止措置対象地域への研修は中止。
対象地域外への研修のみ実施
- いずれの対策の対象でもない場合 . . . 実施

(1) 視察研修について

- ・現状（例年通りの開催方法）

各支所に集合し、順次バスの送迎を経て参加者全員で移動し、各研修先を巡回する。研修先にもよるが、1泊2日の行程で例年開催している。

地域の枠を超えた繋がりを形成するとともに、農業に関する知識や技術を深めることを目的とし、農業視察や農業関連施設の見学・研修などを行っている。

- ・コロナ禍における課題

バスを使用することで大人数での移動が可能だが、その過程で十分なスペースを確保できるかが課題となる。また、研修先においても大人数での受け入れができない、感染対策が不十分などの状況も想定され、加えて飲食を伴う場合、より徹底した感染防止対策が必要となる。

◎改善方策

～地区を主軸に置いた、より参加者を限定する研修～

地区ごとに人数を制限した中で、視察研修を行い、実績に基づき助成金を支給する。

（コロナ禍においても感染対策を徹底したうえで、このような状況であるからこそ貴重な研修や意見交換の場を設け、青年部活動の継続と発展に繋げる）

①助成の対象となるのは、青年部員が主体となって実施する旭川市・鷹栖町外視察であり、助成の対象となる経費及び助成金額は、別に定めるとおりとする。

なお、研修先については農業に関連するものに限る。

②参加人数は青年部員のみ、2名以上で地区青年部員数を上限とした（参加者が地区をまたぐ場合は研修先の受け入れ可能人数に準ずる）研修を助成対象とする。

③研修助成希望者（代表者）は研修日初日の2週間前までに「事業計画書」を提出しなければならない。その際、助成金の支払い方法も申告する。

④研修終了後は実績報告書を提出しなければならない。その際、対象経費の領収書、視察先での参加者全員が写った写真を添付する。（領収書の宛名等は参加者氏名で）

⑤コロナ禍であるため、日帰り研修が最も望ましいが、研修先等が遠方になり、やむを得ない場合は1泊のみ研修対象とする。

⑥令和4年12月末までに実施した研修を対象とする。

⑦研修に行く際は、感染防止対策を徹底する。

◎講ずる感染防止対策

〈移動時〉

- ①当日、37.5以上・息苦しさ・強いだるさなど確認。ある場合は参加を辞退してもらう。
- ②全員マスクを着用する。
- ③車内の換気機能を最大限活用する。

〈屋内〉

- ①全員がマスク着用。参加者間で適切な距離を取る。入室時消毒の徹底。

〈屋外〉

- ①全員がマスク着用。ただし、他者と身体的距離（2m以上を目安）が確保できない中で会話を行う場合のみです。

それ以外の場面については、マスクの着用の必要はありません。

（例：公園での散歩やランニング、サイクリング/徒歩や自転車での通勤、屋外で人とすれ違う場面）。

特に夏場については、熱中症予防の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

〈宿泊施設利用時〉

- ①入館時アルコール消毒、入室後手洗いなど消毒の徹底。
- ②一人一部屋で密を回避する。
- ③エレベータ使用時も密を回避するよう努める。

以上の対策を研修終了まで徹底する。

研修終了後、体調不良を覚える者は、直ちに事務局に報告する。

◎助成対象経費等

<p>I 助成の対象となる経費</p>	<p>次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旅費（公共交通機関運賃又は燃料代） 2 宿泊費 3 他機関等が実施する研修会等への参加費 4 車両借上げ等に必要費用 5 保険加入に必要な費用 <p>なお、次の経費については対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研修に係る飲食費や懇親会費等
<p>II 助成金額</p>	<p>1 部員につき、1万円以内（上限1万円、1回のみ助成） （百円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。）</p> <p>代表者指定口座に一括で入金するか、助成金額を参加者人数で割り、各々の指定口座に振込むものとする。 （小数点以下の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。）</p>

(例1)

部員4名、日帰りで、農業視察をしてきた。

旅費 8,000円

研修参加費 2,000円

総計 10,000円

助成対象額 10,000円

(10,000円÷4名=1人当たり2,500円を助成)

(例2)

部員7名で1泊で、農業視察及び農業関連施設をしてきた。

旅費 14,321円

研修参加費 35,000円

宿泊費 42,800円

車両借上げ費 30,560円

飲食代 20,187円 ※助成対象外

総計 142,868円

助成対象額 122,681円≒122,600円（百円未満切り捨て）

(122,600円÷7名=17,514.28…円≒10,000円（上限1万円）1人当たり10,000円を助成)

事業計画書

令和4年 月 日

団体名 あさひかわ農協青年部

代表者名 _____

1 事業の目的

--

2 事業計画

事業実施期間	令和4年 月 日 から 令和4年 月 日まで (日間)	
視察先	① ② ③	
事業内容	① ② ③	
事業行程	時 間	概 要
	月 日 時～	
	月 日 時～	
	月 日 時～	
事業参加予定者	氏 名	

3 助成金入金先について (いずれかを選択)

いずれかに○	助成金の入金先
	代表者指定口座に一括で入金
	参加者の指定口座に個別で入金

※指定口座は、青年部の参加負担金等を精算している口座です。

(添付書類)

事業費用兼助成金額算出調書

事業費用
支出

摘 要	金 額
支 出 計	0

助成金額算出調書

摘 要	助成対象額(A)
合 計	0
助成金額	0

※100円未満切り捨て

助成金対象者

参加人数	
------	--

助成金単価

--	--

事業報告書

令和4年 月 日

団体名 あさひかわ農協青年部

代表者名 _____

1 事業の成果

当視察研修を通して、日々の営農では経験することができない農業技術や設備をまなぶことができた。また、今後の地域農業に活かすべき課題等が改めて見え、部員間の情報交換も活発に行われており、互いに切磋琢磨し合う良好な関係を深めることができた。

2 事業実績

事業実施期間	令和4年 月 日 から 令和4年 月 日まで (日間)	
視察先	① ② ③	
事業内容	① ② ③	
事業行程	時 間	概 要
事業参加者	氏 名	

※研修先写真・領収書別添のとおり